

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

建設常任委員会会議録（12年4定）			
日 時	平成12年12月15日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時35分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	久末委員長、古沢副委員長、松本（光）・大畠・八田・武井・岡本・高橋 各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○委員長

ただいまより会議を開きます。

本日の会議録署名員に松本委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

本定例会に付託された案件について、順次説明願います。

○建築指導課長

議案第11号、小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例改正は、平成10年6月12日に公布されました建築基準法の一部改正における2年目施行分の政令が平成12年6月1日に施行され、建築基準法の性能規定化等の整備が行われたことに伴い、法との整合を図るため改正を行うものであり、また、あわせて昭和25年の建築基準法制定以来の大きな改正を契機として、時代の変化に伴う規制の見直し等も行うものであります。

具体的な内容につきましては、法改正により一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造、工法等を採用できるようになった性能規定化に伴い、上位の構造が下位の構造に含まれることとなったため、耐火構造、準耐火構造、防火構造の整備及び不燃材料、準不燃材料、難燃材料の整備等を行うとともに、法により改正された要望を同様に改正し、さらに規制内容が実態に合わなくなっている規定についての見直しも行い、所要の改正を行うものであります。

なお、施行時期につきましては、一定の周知期間をとりまして、平成13年4月1日とするものであります。

以上、説明申し上げましたが、提案どおり議決賜りますようお願い申し上げます。

○住宅課長

議案第12号及び議案第16号についてご説明申し上げます。

まず、議案第12号の小樽市市営住宅条例の一部改正についてであります。入居者資格の要件及び手続につきまして、係る公営住宅施行令の一部改正がございました。それに伴いまして、小樽市住宅条例で引用しております入居者資格に係る収入限度額の政令条項の移動について所要の改正をするものであります。

次に、議案第16号の勝納町1番12の宅地の取得についてであります。この用地につきましては、市営住宅（仮称）勝納団地2棟89戸と、集会所1戸を新規に建設するために、日本鉄道建設公団から1筆7,919㎡を2億7,954万700円で購入するものであります。

○公園課長

議案第15号、入船公園の土地取得につきましてご説明をさせていただきます。

当公園は、昭和26年12月に都市計画決定を行い、昭和29年に開設しております。

開設時の土地所有者は、株式会社北海道拓殖銀行及び大小樽興産株式会社であり、昭和29年から昭和53年3月までは無償でございましたが、昭和53年4月より賃貸借契約を開始して、現在に至っております。

現所有者は、株式会社整理回収機構、及び株式会社ティー・エー・シー・ティーの2社であり、不動産鑑定評価に基づき所有者と折衝の結果、了承を得たものであります。

取得面積、取得額は、株式会社整理回収機構が32,703㎡、取得価格3,270万3,000円、株式会社ティー・エー・シー・ティーが2,135㎡、取得額213万5,000円、合計3,483万8,000円でございます。

なお、確定測量した結果、多少の面積増減がございますので、1月の都市計画審議会に諮る予定です。

○土木部 関野主幹

陳情第49号、市道桜8号線桜高区配水池下のロードヒーティングの敷設延長改良方について説明します。

願意につきましては、その路線は桜ロータリーから望洋台、朝里川方面に続く最短距離の道路として長い区間にわたり急な坂が続く道路で、通勤、通学時間帯は特に交通量も多く、現状のロードヒーティング敷設延長では足り

ず、車両事故が多発しているとともに、歩行者の転倒事故も見られるばかりでなく、通学児童や歩行者を巻き込む事故発生が心配されるため、ロードヒーティングを延長敷設していただきたいというものであります。

この路線につきましては、既に延長186mにわたるロードヒーティングを敷設しておりますが、要望箇所の現状につきましては、ヒーティング上の延長で、道路幅10.9m、縦断勾配13～15%の区間約30mであり、冬期安全対策として砂箱を1カ所設置しており、また路面状況に応じ、適宜、砂散布を行っております。

新たなロードヒーティングの敷設には慎重な判断が必要で、当面は既に敷設されている幹線道路の再点検による追加や、老朽施設の更新、また道路の新設、改良の中で必要な箇所での整備が中心になると考えております。この路線については、ロードヒーティング1期、2期計画で緊急を要する路線として既に延長186mにわたり敷設を行っておりますが、交通量が多く、また10%以上の勾配がある区間が約100m近くあり、再点検を要する箇所と考えております。

○建設課長

陳情第52号、市道榎里沢線と交差するJR函館本線榎里沢踏切の各改良方についてご説明申し上げます。

願意は、榎里沢踏切は幅員が狭く対面交通も困難で危険であるが、冬期間はさらに事故の危険性が高まるので改良していただきたい。用地等の相談も地域住民で話し合い、協力したいというものでございます。

踏切の現状は幅員約3.7m、延長約17mであり、市道榎里沢線につきましては、平均幅員が約3.6mです。

本件に関する技術的課題につきましては、昨年の4定の陳情第21号に対する説明の中で申し上げましたが、構造基準によりますと、踏切の両側30mまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その勾配も2.5%以下に抑えることが原則となっております。今後、対面交通を可能とする踏切及び道路の拡幅を行う場合には、この基準が適用されるものと考えられます。

しかし、現地条件を見ますと、構造基準を満たすためには、踏切部から先の道路勾配が非常にきつくなるとともに、沿道家屋の移転や敷地境界で大きな段差が生ずるなど、周辺地域へ多大な影響を及ぼすと予想されます。

このようなことから、市道の拡幅改良も含めた事業規模や、沿道地域への影響の大きさなどを総合的に考慮いたしますと、現実的には大変な困難を伴うものと思われます。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順とします。

○古沢委員

◎陳情第49号について

本日、委員会で現地視察をしましたけれども、交通量の多いところで陳情願意を現実のものとして、大変な車が走っているを目の当たりにしたのですが、一方で気になったのは、現地調査をした際に他の委員の方もおっしゃっておったんですが、歩行者の安全対策という問題が極めて切実な箇所だと感じました。そういった点を原課なり、部としてどのように受けとめられておるのかなということが1つです。

もう一つは陳情第52号との関係ですが、確かにご報告いただいたように難しさもあるのでしょうか。前回、同じ箇所について陳情が出た際にも議論になったと思いますが、ここはJR朝里駅を近くにするとところでした、市民の行き来も当然多いところですから、安全対策上、何とか解決してやれる方法がないのかどうか。いずれも歩行者の側の観点、視点に立った場合に、この陳情2本についてどう考えますか。

○建設課長

まず、桜8号の歩道のご関係でございますけれども、確かに通学路にもなっております、決して今の状況が当然とは言えないことは承知しております。

途中までは歩道設置されていますけれども、その先が未設置なので今後の検討を要しますが、さらに登って行きますと、車道のみ幅員しかとれない区間がございまして、その部分は現実的にはかなり難しい面がありますけれども、それ以外の歩道の設置が可能な場所につきましては、車道幅員の確保と合わせて検討して、可能な限りこの対応について考えなければならないと思っています。

それから、踏切の件ですが、踏切を拡幅して交通の安全を確保するということについては、いろいろと難しい面が多いということでもございますけれども、歩行者が今まで具体的にあの箇所で大変危険だという状況は、私は聞いていません。もともと道路自体が非常に狭く勾配のある部分でございまして、地元の方々は慎重な走行をされているものと理解しております。

道路幅が3.6mしかない。しかも片側は川で、片側は崖です。そういった条件にありますので、道路を拡幅することも現実的には困難です。

そんな中で歩行者の安全性ということで具体的にどんな対策があるかと言われますと、現時点での取り組みは、私は見当たらないのですけれども、踏切の安全性からすると、拡幅するばかりが安全確保かと、別な考え方もあるのではないかと思います。一つは3.7mという、ある意味では中途半端な幅員とも言えるので、車は3.7mでは紛らわしくて突っ込んでしまう。対面交通可能と錯覚するという点もございまして、慎重に判断しながら、安全確保という面の検討はしなければならないと思っております。

○古沢委員

一つだけ陳情第49号で感じた点ですけれども、これは質問ではありません。

既に敷設されている箇所について、素人ですから何とも言えませんけれども、通っている車の様子を見ますと、設計上あのカーブの部分がなぜ、現状では下から上がってくるんですが、ロードヒーティング敷設箇所がとまって、それからカーブになっているんです。そのカーブの部分を設計上取り込んだ敷設がされていれば、状況も違っていただかなと感じました。これは感じた点です。

◎船見橋の拡幅について

昨年の2定で部長からご答弁いただいた、船見橋の拡幅について、1、2年の中で着工の目途を立てたいというご答弁をいただいた件ですが、その後の検討経緯と、そろそろ目途が立ちつつあるのではと思いますので、お知らせいただきたいと思います。

○建設課長

船見橋の歩道橋に関する検討ですが、以前から検討はしていますけれども、先般、部長がお答えした当時の検討内容といたしましては、どこに作業ヤードを確保して、どのような形で必要な位置に設置するかという施工方法の問題、他に代替案について我々なりにいろいろ検討をしています。

今後は1、2年を目途としていますので、そろそろ一定の見込みを立てるということで、検討の最終的な詰めを急いでいる状況にございます。

○古沢委員

曖昧な意味合いを含む答弁ですから、もう少しわかるように言っていただけませんか。

○建設課長

工事が可能か無理か、近々結論を出したいです。

○古沢委員

今年度中に結論がでるのですね。

○建設課長

そのとおりでございます。

○古沢委員

◎住宅の環境整備支援策について

昨年2定で、住宅の改善・環境整備への支援策についてお尋ねしております。特に公営住宅の再生マスタープランの中で、小樽市の高齢化の状況について、全道の主要都市に先駆けて高齢化がやってくる街だと言ってまして、それでは、どういう実情に即した住宅問題、環境整備問題の支援策というものを検討されるのかと。それに対して担当主幹を中心にしながら、福祉政策、住宅政策、相互の関連性も含めて、助成制度も含めた検討をしてみたいという答弁をいただいています。その後の取り組み状況をお知らせいただきたいと思います。

○建築都市部 小紙主幹

昨年2定以降の取り組みですが、具体的には、平成12年度から福祉部を中心として住宅改造支援チームが発足しまして、建築都市部もその一員として、高齢者や障害者の方が在宅で安心して暮らせるための住宅改造に対する相談を受け、適切な指導、助言を行っているということでございます。

また、平成6年度から実施の共同住宅の建設改良資金の融資制度についても見直しを行い、平成12年度から融資条件の拡充のほか、共用部分の手すり設置、住戸内の段差の解消など、バリアフリー化を融資条件の中に盛り込み、民間住宅につきましてもバリアフリー化の促進を図っているところであります。

そのほかに、高齢者や障害者のための住宅改造の資金的な支援といたしまして、低利の融資制度の立ち上げについて検討を進めているところでございます。

○古沢委員

ご答弁いただいた中には、他都市でも支援策としてやっておられることもありますけれども、助成制度ということは、検討範囲には入っていないのでしょうか。

○建築都市部 小紙主幹

低利融資制度の検討ということで話しましたが、助成制度についても、これまでも議論がありますけれども、道内他都市の状況や、あるいは介護保険の住宅改修費の支給動向、このあたりを踏まえて総合的に研究していかなければならないという考えは持っておりますが、当市におきましては、財政的な問題や、個人の資産形成に資する部分があるということで、助成制度については難しいと考えております。

○古沢委員

研究課題にはなっているようですから、是非、一步進めて議論していただきたいと思うのです。答弁のように、単に住宅問題に限らない広がりを持つテーマですから、ぜひお願いしたいと思います。

◎市営住宅の政策空き家について

市営住宅の建替計画に関連してお伺いしたいと思います。

いわゆる政策的に空き家としている戸数は今何戸あるのでしょうか。

○住宅課長

政策空き家として募集停止している戸数ですが、管理戸数で460戸となっております。

○古沢委員

現在の市営住宅の管理戸数は約3,500戸ですから、そのうち政策的に空き家状態となっているものが、1割を超えて13、14%ぐらいになります。一方、今年4月以降の市営住宅の入居募集の状況について、2カ月毎の現在までの募集戸数、応募者数について状況がわかるように説明いただきたいと思います。

○住宅課長

平成12年度の募集ですけれども、4月から偶数月ということで10月までの募集についてご説明申し上げます。

募集戸数につきましては40戸、応募者数につきましては443戸となっております。

○古沢委員

すごい倍率です。一方では政策的に空き家が設けられて、マスタープランはおよそ20年の期間設定されています

けれども、マスタープランの中で用途廃止、建替えと位置づけられ、登録されたら5年後、10年後の計画であろうと、全部そこを空き家にするというわけではないと思うんです。この住宅を政策空き家として扱うというような基準みたいなものはあるんですか。

○住宅課長

基準は設けていません。ただマスタープランによる用途廃止の住戸、あるいは建替えの直近の部分ということで、建替え、用途廃止の場合には、どうしても移転先という問題がありますので、それが3年前、5年前が良いのかといった部分の判断はございましょうけれども、移転先等の状況を見ながら判断せざるを得ないのかなと、こういうふうなことで考えてございます。

○古沢委員

今、460戸を空けています。仮に数だけの話ですが、空けていなければ応募した443人の希望をかなえることが可能でもあるのですが、単純にそうはいかないと思いますけれども、こういう要望が寄せられるんです。

「長期でなくて良いと。1、2年、事情があって市営住宅に入居できないか。場所はどこでも良い。」というような相談を受けるのですが、これが高いハードルになって、なかなか実現できないのではないかと。それで、政策空き家の取り扱いを研究、検討できないかと思っていたんですが、いかがでしょうか。

○住宅課長

基本的には、政策空き家として460戸を持っています。

また、応募者443人については単純にいけないと前置きがございましたけれども、基本的に稲北、手宮とか、最近建てられているエレベーター付の住戸については、60倍、70倍という倍率になっています。

そういった中で、臨時的な空き家への入居ですけれども、基本的には公営住宅法に基づいた住戸の入居条件が拘束されていますので、市営団地で貸すということになりますと、事務的ですが、公営住宅の目的外使用という形になるかなと。ただ、あくまでも限られた部分での条件ですので、なかなか難しいと考えています。

○古沢委員

住宅が火災になって、一時的にでも、例えば私が住んでいるのはオタモイなんですけれども、すぐそばの団地の空いているところに入れてもらえないだろうか、いや、ここは入居募集停止しているから入れないという話もあったと聞いたことがあるんですが、そういうことはありませんか。

○住宅課長

基本的に政策空き家については、募集停止という観点から、一時的な部分ということでも目的外使用で入居することは、難しいと考えております。

○古沢委員

1つの例を話したんですが、そういうことも含めて取り扱いを研究して欲しいです。よろしいですか。

○建築都市部次長

事情としては、いろいろなケースがあると思うんです。例えば、法令に基づいて団地の用廃に伴う移転先ということで各入居者の希望をとって、今まで確保していた空き家で案内をしているところでございます。

今の作業の中で、用廃を予定している団地入居者の希望先が整ってきた。そうすると移転先としてある程度目途がついたとなると、その部分については例えば入居対象に繰り入れることができるとか、用廃をするにしても、建替えするにしても、何年後に建替えかというスパンがございまして、建替時期が先の団地につきましては、例えば条件つきといいますか、期間的なもので了解を得ながらの仮入居みたいな形ということも考えられることかなと思いますので、いろいろな団地の状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○古沢委員

ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

次は、マスタープランの中での建替えプラン、その計画で平屋2階建の占める戸数と、中高層部分の3階建以上の戸数はどういうふうに分かれるのでしょうか。

○住宅課長

全体の管理戸数は3,520戸ですが、平屋の長屋形式で1,029戸、残り中層が2,491戸となっています。

○古沢委員

中高層住宅のエレベーター設置の問題です。マスタープランで言えば、5階建はエレベーター設置が検討対象になっていたのしょうけれども、最近の状況変化といいますか、3階建以上の中高層住宅に対して、自治体がある中にエレベーターを設置する場合に、国庫補助が拡大されていることと、もう一方では、1基600万円とか、今ならもっと安くつくのでしょうか。そういったエレベーターが開発されている。

当初は3,000万円、4,000万円と言われていました。それが低価格設置が可能なエレベーターが開発されている。

年間の維持費でも10万円台、20万円というようなエレベーターと聞いていますから、2,491戸の中高層住宅に基本的にエレベーターを設置する、そういう方向づけが必要だろうと思っていて、検討の中に全部含まれているのなら、私の勝手読みで申し訳ないんですが、どう考えますか。

○住宅課長

これからの建替えでの中層住宅につきましては、基本的にエレベーター設置は考えていません。

○古沢委員

3階建の部分ではどうですか。

○住宅課長

中層というのは基本的には4階建ということです。

○古沢委員

3階は入らないの。

○住宅課長

入船住宅が3階建でエレベーターを設置してございます。これにつきましては、高齢者向けということで補助採択されていますけれども、委員が言われた補助基準、特に高齢化という中では、基準もそういった目的のところにつきましては採択になると聞いてございますので、今後、3階の部分につきましても、その辺との兼ね合いの中で検討していきたいと考えてございます。

○古沢委員

わかりました。

もう1点教えていただきたいんですが、公営住宅法の政令が現在改正作業中と聞いていますが、身体障害者の方で、常時介護を必要とする高齢者の場合ですが、政令上の扱いは従来は入居が事実上排除されていたわけですが、これが改善されて、常時介護を受けることができるという条件つきで、障害者、高齢者の方も入居が可能となったわけですが、市の場合は、課長に伺ったんですが、従来から入居がOKと扱ってきた旨のお話でしたが、そういうことで受けとめておいてよろしいですか。

○住宅課長

基本的には公営住宅法にあるとおり、入居資格要件の中では自立が前提ですけれども、従来から委員がおっしゃったような中で、介護を必要とする人が単身で入った場合、また、関係して介助する人がいると、こういったことは、これまでも福祉の状況を見ながら判断して入居しているところでございます。

また、今回の公営住宅の施行令の改正につきましては、今までそれが明文化されていなかった部分がございます。資格要件の明文化、あるいは手続の明文化、この辺の条項の改正があったわけでございます。ただ市といたしましては、これらの手続につきましても従前と同様な形でやってございますので、今回の改正の部分につきまして

は、委員がおっしゃったような取り扱いで入居許可をしている状況になってございます。

○古沢委員

◎建築基準法施行条例の一部改正条例案について

建築物の構造基準の性能規定化、こうした基準法の改正に伴い、今回の条例一部改正案が提案されていると報告がありました。今までは、建築物の敷地、構造、設備に関する規定を「こういうものを使いなさい。こういうものでなければいけない。」という規定だったんですが、報告のように満たすべき基準といいますが、満たすべき性能を規定することに改められた。それに伴っての一部条例の改正提案と解釈して良いですか。

それから性能評価の点で、性能評価機関を建設大臣が組織するのではなく、指定する機関に行わせることができる内容の基準法の改正でもあったと伺っていますが、わかりやすく説明してください。

○建築指導課長

性能規定化について、従来の仕様規定も含めての質問でしたけれども、従来の仕様規定では、議員が言われたとおり建築基準法で使用材料、工法などを細かに定めていまして、その材料を決められた工法で造れば建築基準法に適合としていましたが、今回、政令改正により、性能規定化ということで建築基準法で必要な性能を定め、性能を満たす工法として、従来の仕様規定をそのまま移行して例示仕様ということを定め、さらにその性能を満たすための建築方法等の示された中で、新たな材料、工法でもその性能を満たせば基準法上、適合となりました。

具体的には様々な構造、工法があるんですけども、従来材料には不燃材料、準不燃材料という材料の規定があり、不燃材料、準不燃材料というものが石膏ボードだと何mm以上とか、スレート板何mm以上と、そんな示し方でしたが、性能規定化になり、不燃材料については加熱開始後20分間は必要性能を満たすようにしなさいと。準不燃材料については、10分間必要性能を維持すれば準不燃材料とする。そういう定義になり、それを満たす材料であれば新材料も使えるということです。

ただ、法令上の例示仕様ということで、従来の仕様規定で定めたものが示されていますが、新材料、工法については大臣認定が必要です。その大臣認定を取得するために、指定性能評価機関が定められて、7月時点で6機関指定されていますが、その機関に新材料、工法が建築基準法で定めた性能に合致しているかの申請をして、性能評価機関で試験を行い、合格すれば大臣認定の材料、工法として認められて使用できるという仕組みです。

○古沢委員

説明の中で、幾つか心配な点として残るわけです。建築の自由度の拡大、多様性という意味合いでの方向付けは悪いことではないと思います。

しかし、従来はある意味ではわかりやすかったと思うんですが、性能規定での基準、耐火ボードが例えば10分間燃えないなどのものですが、何を根拠にそういうものが算定されるのか、それから型式認定にかかるような情報、そうしたものが一般に公開されることが前提でなければいけないと思うんです。そういった点では、今度の改正ではそれらの規定が見当たらず、極めて不十分と考えます。

また、それを受けて条例一部改正をするわけですが、地元から見れば、この改正でのメリットは大手業者、ハウスメーカーが優位にならざるを得ない。地元の建設業界が後景に追いやられるのではないか。そういう心配事が残る改正だという疑問、心配が残りますがどうですか。

○建築指導課長

1点目の基準法で定めた性能が、どういう根拠でできたか明確でないということですが、説明会等の中では、基準法で定めた性能について、例えば不燃材料が20分間加熱されてもその性能を保つ。その20分というのは部屋の中の家具があり、その家具が燃えつきののに20分ぐらいたらうと。燃え尽きても不燃材が性能を保持していれば火災が終了する。

また、準不燃材料は10分ですが、おおむね10分間その材料が加熱に耐えれば、その間に材料周辺にいる、またそ

の部屋にいる人が避難可能ではないかと。そういう性能を定めるに当たって、国では根拠をある程度想定してまして、今回の改正に伴う講習会等で十分ではないんですけれども、テキスト等に一部解説もありまして、我々もそういう説明を受けています。

指摘のように、一般の方に根拠が伝わりづらい部分があると思いますので、条例改正しましたら、我々も地元の方々に講習会等でその内容を説明したいと思いますけれども、性能の根拠等も理解いただける説明の仕方を考えていきたいと思います。

また評価機関について、地元の建築事務所ということですが、従来の使用規定化による材料、工法だけでなく、新材料、工法の可能性が今回の性能規定化でできたということで、設計に携わる方が選択肢を広げたという意味では、皆さんに平等に改正に伴う恩恵があるかと思っています。その申請自体も難しいことではなくて、試験は評価機関がするわけで、試験に合格すれば認定を受けられるということでは、誰でも申請、認定を受けることができるので、地元の方も含めて我々がPRして、この改正が十分浸透するよう努めたいと思っています。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結しまして、民主党・市民連合。

○武井委員

質問に入る前にお願いしたいことがあるんです。

それは、今回私が代表質問しましたが、例えば今の建築基準法の施行条例は既に資料を配られました。私たちは代表質問と一般質問を分けた関係上、議案に即した質問の指導がされています。私たちは、この議案第11号ということで一部改正の条例案への質問をしているわけです。例えば条例改正案の4条の3、あなた方はそこは改正になっていないんだから、案でないのなら消せと指導をされるんです。そうなるをお願いしたいんですが、この中にこういうせっかくの資料があるんですから、改正したところがわかるように案をつけてほしい。僕ら専門家でないから、全部は覚えていないんです。

ですから皆さんが提案をするときは、資料としてこれが改正になったところだと、これは改正にならないところだという案などをつけてくれれば、僕らも恥をかかないんです。ところがあなた方の説明で、これは案を削れだとか、いやこれはどうだとかと言われますと、私たちはどこが直ったのか、全部改正案が来ていますから、私たちは案として議案第11号改正と言われるので、きちんとやってほしい。各部長の答弁をお願いします。

○水道局長

武井議員がおっしゃるとおりだと思います。資料の作り方について、よりわかりやすい説明ができる資料というのが大事だと思います。

○土木部長

おっしゃるとおりだと思いますので、改定する部分をアンダーライン引くとか、追加になった部分をラインを引くとか、削除されたものは別を書くとか、そんなことでわかりやすい形にしたいと思います。

○建築都市部長

私が余計なことを言うと、おしかりを受けるかも知れませんが、今回、どういう資料が部から出たのかわかりませんので、コメントしづらいんですけれども、基本的に条例改正の場合は各部長もおっしゃっていたように、改正部分にアンダーラインを引くとか、要約したものを提示するのが当然だと思いますので、今後、資料提出するときには精査して出したいと思います。

○武井委員

これは今回、一般廃棄物の処理のものも出ています。出し方が同じです。だから僕らが一部改正案と説明されても、どこが一部の部分かわからないんです。だから改正案について質問すると言わざるを得ない。それはだめだと、

案でないと言われても困るわけで注意してください。

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

私は代表質問で2点聞いています。1つは今回の改正で罰則が強くなったと理解しました。そうすると承認、許可、認可をする場合は、ただ書類上の検査でなくて、規定で定められた書類が添付されてあると机上で判断するのでなくて、現地を確認するべきであると質問しました。

もう1つは現地確認するにもアクセス、交通手段が必要だろうと。住民が出動要請する時は、急ぐ場合もあると思うんです。福祉部、納税課で職員の公用車使用について言及した時のことです。

あなたたちは、急ぐ必要ないと言うけれども、福祉部などの担当者は知っているんです。出動要請があれば公用車を待っているわけにいかないから、自分でマイカーを使ってでも行くということです。涙が出るほどうれしいお言葉だと思うんですが、皆さんの方を聞いたら、うちは公用車、専用のパトロール車があるから、それは使う必要がないという回答です。

しかし、例えば部は違いますけれども、水道凍結とか、水が吹いているとか、緊急に行く場合などあると思うんです。そういうときに公用車、パトロール車がないから行かないとはなりません。

ですから、交通アクセスの問題をどうするかと。書類検査の部分であっても現地を見るべきだと。新築した場合に隣とのごたごたがあるんです。今、市内の測量は業者で大抵やってしまい、大体2mぐらい差が出てくると。建築境界が争いの種になるわけです。うちの方でもあります。お互いに正面から1メートルずつ損するということにしましたが、建築境界で争いが出ています。そういうときには建築指導課に出動して欲しいと私は思います。

例えば、私の近所にも市でロードヒーティング敷設工事にきていたが、住民にお断りしていないのではないかと。

そして私有地との境界までロードヒーティングして、そこへ赤棒を立てて立入禁止にしてある。これは除雪する人は大変だと思います。今までずっと入っていたところを、棒を立てて入るなとなるわけですから。

やはりそういう場合、現地を見ないと除雪する人が大変だと思います。除雪する人は施設を壊したり、車を壊したりするのはいやだから、結局入らないということになります。

長々と申し上げましたけれども、1つはこの基準法でいう交通アクセスはどうするのか。あくまでパトロール車で行くのか、急ぐ時はマイカーで行くのか。

2つ目は、書類で済むとって終わりにしないで、机上論でなく現地を見るべきと思いますがどうですか。

○建築都市部長

書類審査だけでなく現地に行くべきということで、本会議で市長も答弁しましたが、まず最初に現地確認をして、それから書類と照らし合わせて許可しますので、必ず現地に行き、委員の言われるとおりやっています。

もう一つの交通手段ですが、緊急の場合はマイカーというのは困難ですが、個々に運転していくことは利便性は大変高いと思います。これは全庁的に職員が公用車を運転することが検討されている状況もあるので、うちの方で職員がマイカーで行くのは問題がありますので、それは考えていません。

現行は、市長も本会議で答弁したように、公用車で多少の時間差はあるかと思いますが、早急に何うという形をとり、このまま引き続いてやらせていただきたいということでございます。

○武井委員

運転手という職種でなくても自分の免許証を使って市の小型車を、今、市の行政改革で公用車を削減してそれを増やすという条項が新たに出ています。だからこれは全庁的に影響があるのではないかと思います。

ですから、そういう場合のことを言ったわけで、マイカーで行けということではないので、ぜひともこんな方法を使って欲しい。もう一つは現地視察時ですが、この4条の3の雪止めを設ける等、「等」が入っているんですが、設ける等有効な処置と言っているんです。この「等」というのが何をいうのか、私がそれを「落雪注意」看板も入るのかと質問したら、そうでないと聞こえたんですけれどもどうですか。

○建築指導課長

市条例11条への質問と思いますけれども、雪止め等有効な措置ということで「等」とありますが、雪止めというのは屋根に設置する金具、または木材等ということですが、敷地の中に屋根の雪等を落としていただくのが基本でして、敷地外への落雪防止ということですので、屋根に雪どめを設置する以外にもストッパールーフ、ステイルーフなど、屋根材自体に落雪防止効果のある材料も出ていますので、そういう材料の使用も考えられます。

また、防雪フェンス、敷地境界にフェンスを立てて、落雪した雪が敷地外にいかないようにすることも考えられ、性能規定化ではありませんけれども、新たな落雪防止策が可能であるようにということで、「等」という表現を使っています。

また、落雪注意の標識はどうかということですが、今申し上げましたように、屋根からの落雪が敷地外へ行かないようにするのが基本でございますので、まず、そういう措置をとっていただいて、さらにプラスαとして落雪注意の標識を立ててもら。それは構わないと思うんですが、雪を落として落雪注意の看板を設置しているから良いではないかということに関しては、標識の設置だけでは規定に合っていないということで、雪止め等の措置をとるように指導しています。

○武井委員

わかりました。

今朝、現地視察の車中でも話したんですが、今、シルバー人材センターは除雪をしないという条件です。しかし年寄りが多い。雪を何とかしようにもそれができない。今、私も1件頼まれていますけど適任者がいない。

そうになると落雪が道路へ飛んでしまうことがあって、よく落雪注意という看板が出ています。あれも一応は責任逃れと言いますか、事故を起こしたときに「何もしなかったわけではない。ちゃんと注意を喚起していた。」ということで、非常に有効な手段だということをよく耳にしますが、そういうことはないんですか。

○建築指導課長

条例で定めていますのは、建物の建築、維持管理に当たって、その構造自体に対する措置ということを定めている条項でありまして、実際に落ちてしまった、当たってしまってから看板の効果がどうかというあたりは、民法の損害賠償云々のことと思いますが、そこまで標識設置の効果があるかは明確にはわからないですが、注意をする、注意を即すと言いますか、そういうことも一つの方法ではあるかと思いますが。

○武井委員

猛犬注意といって犬が2mの範囲内の決められた綱でつながれておって、しかも猛犬注意となっていて傍へ行って噛みつかれた、こうなった場合はこれは別に責任逃れ、これと同じ効力はあると聞いたんですが、私はそれでも通っていても、それが含まれているかという認識で聞いているわけですが、この「等」は絶対それはだめと理解して良いですね。

私は犬同様に良いかと思っていたんですが、わかりました。

◎陳情第52号について

この陳情を出した方は、ただ車輪が外れるので道路を広くしてと言っていますが、朝里駅でわかるように列車分いっぱいまでホームがあるわけです。JRは、確かに道路を通行する方も大事ですが、自分らが輸送するホームはお客さんが乗降する場所ですから、そのお客さんこそ大事なわけです。

したがって、「線路が外れますから前方から降りてください。」と言って飛び降りケガをして、損害賠償請求してもダメなんです。朝里駅は無人駅ですから、後方から降りて行ってしまうんです。そういうこともあって、あのホームをむしろ長くしてくれと、こう要望が出てくるわけです。

もう一つは、陳情者は踏切の昇降だけを考えているようですが、あれは信号に接続しています。信号に注意が来たら連動して下がってくるわけですから、そのときは800m先に車が来ているわけですから、信号との関係

が困るんです。むやみに変更するわけにはいかないんです。

そういう意味でこのJRの問題は、2万ボルトが流れているので、陳情は市民の立場で来ているわけですが、JRはお客さんの安全のことを言うので、相当難しい内容になると思います。

だから、ここは土地の相談を受けますなんて言っているけれども、土地の問題ではないんです。多くの署名なども出て、陳情第21号との関係で継続審査中になっていますが、非常に難しいと思います。しかし、できるだけ努力は市でやってみる。結論は専門家から聞いてきて回答した方が良いと思います。してあげたいんですけれども、非常に難しいと思います。それだけは参考までに言っておきたいと思います。

◎陳情第43号について

議会活性化研究会で、陳情をどんどん採択するという方向性が今度出るらしいんですが、今回は間に合わなかったようで、この次からということで先が見えてきたようです。我々は陳情採択することは簡単なんです。

ところが、採択しても古沢議員が言うように何もしなかったら、期待感ばかり与えておいてどうにもならないわけです。この花園3丁目の池田バンビのアーチの問題もそうです。現地を見て採択しているわけですが、採択しているけれども、いつ、これをやるかといっても、これは予算の関係があって、花園3丁目の整備の陳情も出ていますが、それらとの兼ね合いもあると思います。

したがって、一方は継続審査でいつ着工かわからない。一方は採択したが、いつまでも着工しなければ何もならないんです。ですから採択したら市は拍車をかけてもらわないと、陳情者には議会が採択したと通知が行くのですから、本人はしてくれると思っているんです。ですから、我々も採択は慎重にしているつもりです。採択されたら市ではそれに応えるようにしなければならないと思いますが、この同じメンバーで採択した花園3丁目のバンビのアーチは、どういう状況になっていますか。

○土木部管理課長

陳情が採択されたアーチの件でございますけれども、一昨年の10月から所有者であります花園3丁目会と話し合ってきたところであります。

その後、陳情が出されて7月初めに採択されて、私のメモでは7月12日に花園3丁目会の会長に採択された旨、それから今後の考え方、撤去に向けた検討要請もしました。しかし、去年から対応していますが、町内会が一枚岩にならないと、撤去の方向で皆さんが合意できない状況であること。これは数年前から、私に対応する前からの案件と聞いていまして、感情的な問題もあるやに会長からも聞いております。

そういった中で、残念ながらいまだ撤去できていないのが現状ですが、委員が言われたように側溝、歩道設置の陳情も出されて継続審査になっています。市でも銀座通り、それから今の3丁目会の通り、大通りですが、整備について検討していこうという考え方がございます。

それで、近々3丁目会の皆さんとお会いして、側溝、歩道設置の具体的な要望内容等についてお伺いする機会を持ちたいと思っています。その中で課題、解決すべきアーチの問題、これも当然協議しなければならないと思っています。その辺で、一つの新たな機会ができたと思っていますので、この問題についてはそういった場で、鋭意町会の皆さんと協議したいと考えております。

○武井委員

そうすると、一枚岩に町内会がなっていないという答弁ですが、今継続中の案件も、私たちが今日採択をしたらこれはスムーズに行くんですか。町内会から、町内会長の名前で出ているのが今継続中の案件ですから、それでは採択をすれば、それにも反対するわけではないと思いますが、いかがですか。

○土木部管理課長

私一枚岩になっていないと申ししたのは、アーチの撤去について町内会の中でそれぞれの思い入れがあって、撤去という合意ができていないということでして、直接的に町内会長の意見は、側溝、歩道設置についての考え方

は、まだ聞いておりませんが、市としては、歩道設置、側溝改良については、町内会の皆さんが一致合意している陳情だと当然考えております。

○武井委員

町内会が出している継続審査中の陳情には、残っているアーチの撤去問題も含まれるわけでしょう。継続審査中のものに、それが出されている他のアーチの撤去が含まれているのに、先に採択したものがそのままだというわけには私はいかないと思うんです。町内会だって。継続審査中の陳情を採択したら、この2路線とも解決するんですか。

○土木部管理課長

当然、今の陳情の側溝と歩道の陳情ですね。これが市と町内会との話し合いで、一定の方向性ができた段階では、つまり占用物件の問題ですから、当然それも取り込んだ中での話し合いとなりますから、それは当然解決の方向に向かうと考えてございます。

○武井委員

そうすると、継続中の案件を今日採択してもいいんですね。

○土木部次長

採択する、しないというよりも、基本的に課長が答弁したように、レインボータウンの商店街関係の部分を今検討していると。その延長線上で、現地も見いただきましたが、そういった中で、どういった形でやっていけるのかという検討を始めておまして、その中で花園3丁目町会からは、まだどうして欲しいというものがありません。

側溝の蓋をきれいにしてくれというだけで。一方では、商店街がああ通りをどうしたいかという研究して提言も来ていると。

そういう中で、何も言わないから市で勝手に動くわけにはいかないということもありまして、これから花園3丁目の商店街、いわゆる陳情団体とも話をしなければならないと。そして一定程度条件整備、陳情が採択される、されないという部分のほかの議論として、そういう議論を先にやらせてもらって、希望のような形で側溝整備なり、アーケードをどう取り扱うのかという、こんなトータルの中で残りのアーケードを処理しなければなりませんので、課長から聞いている範囲では、1基だけの撤去について、商店街との関係で一本化されていない状況と聞いていますので、トータルで判断、作業させてもらいたいと。このように考えていますので、少し時間を貸してください。

○武井委員

この占用物件の規則の取り扱いについてなんですけれども、今定例会で規則違反だというものがありました、私はこの問題だって使用目的、皆さんのところで池田バンビのように使いたいんだといって、図面をつけ、バンビの名前を入れ、色塗りまでして出して、こういう目的で使いたいというものが市から出されています。

しかし、池田バンビの会社はないわけです。何も使われず空屋になっているわけです。使用目的が終わっているわけです。使用目的が終わったら速やかに撤去するというのが基本でなければならないわけです。私が平成7年に点検したときには占用料も入っていなかった。私が「入っていないではないか。」と言ったら、まとめて入ったらしく、同じ人の筆跡で入ったことが書いていましたけれども。

そういうことでは困るんです。使っていないアーチのために平成7年から5年間も占用料を払っていて、町内会も大変です。町内会が一枚岩になっていないのは、感情的になっているからだと思うんです。だからこんな結果になったと思います。処理を任せ、内心は市も困っていると思っています。

財政的な制約がある中で継続審査となっているものを全部採択すれば、市で2本ともできたんだから、やりやすいのかなと思っていましたが、市で採択して良いとなったら全部採択します。同じ趣旨のことを1つ採択しているのですから。採択してもいいんですけれども、残り3基はコカコーラ、松竹ボール等で使っているわけです。使っているうちは金が入っているのか知りませんが。

使用目的の終わったもの、前に都市環境デザイン課長に聞いたら、あれは景観上は良くないと言っているわけですから、一時は再募集しますから応募してくださいと出ましたけれども、そういうことはできないはずで、使用目的が終わったらそれは整理しなければならない。

ですから、できるだけ早く知恵を出して、陳情・請願は処置したいという腹は持っていますから、期待感だけ与えておいて何もしないということではなく、採択された以上は、きちんと、古沢議員の件は年度内に目途が立つということなので、これはできるだけ早くやってください。

◎融雪施設設置資金貸付金の予算残金について

代表質問で予算残額が1,000万円と伺いました。そして締切日が決められているから、後からの申込みは予算が残っていてもだめだと、こういうことで金を残していると。

ロードヒーティングもできない。シルバー人材センターでも除雪をしてくれない。そうすると何とか市の手の回らないところは、自ら融雪機を設置して溶かそうとする市民からの気持ちです。ところが締切は過ぎているのだから、予算残額があってもだめだと。規則なら改正することもできるわけです。この予算は専決処分をしてまで計上したのです。予算がないと言いながら計上した。我々も融雪機のことだからよしと思って認めたわけです。

ところが1,000万円も余った。それは余ったのではない。締切日を過ぎたからだめだという。こういう役所仕事では、市民はこれから協力してくれといっても協力しないと思うんです。今年は規則があつてだめというのであれば、これは早急にこういうことのないようにするべきだと思います。

○土木部管理課長

この問題につきましては、融雪施設融資制度を発足するに当たりまして、事前に1年以上かけて先進地の状況なり、実施の方向なりを研究して、今の制度を4月1日にスタートさせました。

まず、規則の中で4月1日から10月31日までの申込期限を決めた大きな理由は2つございます。これは先般、代表質問の市長答弁にもありますように、1つは皆様ご存じでしょうけれども、冬期間の工事はどうしても後々のトラブルの原因になると。施工上の問題等が生じる可能性が大きいということです。

もう1つは、設置者、つまり市民が融雪機を設置する場合に、その人の理由により冬期間の工事をせざるを得ない。これは業者の理由でなく、それにつきましては冬期間工事ですから工事費が割高になって、設置者の負担が増える懸念もありますので、十分に他都市の状況等を内部で検討した中で、こういう申込期限を設定しました。

委員が言われるように、予算の範囲内で受付期限を決めないでやることを考えますと、市民の皆さんへの周知方法、周知期間、受付方法、こういったもので新たなトラブル、不公平を生じることも考えられます。こういった懸念を考えますと、期限を決めて受付ざるを得ないと考えています。

なお、10月過ぎて11月に入りましてから数件の問い合わせ等がございましたので、制度1年目ということで4月の開始に当たり、案内での締切日の明示をしましたが、来年度も継続的にこの制度を行いたいと考えていますが、4月の案内については、今年と同じように締切期限の明示をしますとともに、今考えていますのは9月か10月、このあたりに1回、この制度の締切日の再度ご案内をしたいと考えています。

○武井委員

市でも再点検しているように、融雪機の水の流れ、下水に繋いだらだめということで、側溝の入っていないところがあります。現在、まだ自然沈下方式をやっている地域があるわけで、それは下水を掘っていないからです。

そうすると100万円を借りても、側溝へ入れると大変な金額になるわけです。融雪機が安くても77、78万円しますから、側溝へ入れると大変です。いろいろと金の算段をして遅れる場合があるわけです。

市民の中で自己防衛するために融雪機をつけたり、ヒーティングする人が増えてきました。設置を希望する方には応えてやるべきと思います。

課長は締切日を徹底しようという答弁ですが、私は日程に問題があると思います。

10月末は早過ぎるのではないかと。雪が降らないと準備に取り掛からないです。私も今、準備してまして、車庫前にロードヒーティングを敷設するところです。日程の変更は条例改正すればできるわけですからどうですか。

○土木部長

これは市で竣工確認をして初めて融資するのですが、件数が多く全部の現地確認はできません。

だから、冬期施工の場合は本当に良質な工事が施行された担保のない中で、市が竣工を認めるとその部分の責任問題も出てきます。そういうことを勘案して締切日を決めましたので、むやみに延期するのは難しいということで、来年度も10月1日を原則にして、ただし1週間ぐらい猶予を見るという内規を設けるとか、それ位が限度かなと思っています。

市もお金を貸して確認する責任、義務がありますので、その程度でご勘弁を願いたいと思います。

○武井委員

締切間際の申込は必ずあります。せめて締切後1週間ぐらいの猶予期間を持って欲しいと要望します。

◎除雪体制について

今年の除雪体制が良くないという話を聞きます。自宅付近が一番わかるのですが、去年は大雪の時を含めて2回以上入っていました。ところが、今年はまだ1回も入っていません。先述のように、10月末の専決処分で融雪資金を出したために、こちらの予算がなくなったのか不明ですが、除雪体制が弱体化していると聞かれます。

しかし、説明会などでは現在の3種の5路線を、今年から3種の4路線に格上げするということも聞きます。これは今の段階では除雪体制が弱体化しているが、これから春に向けては強化されると聞いてますが、この格上げの話は事実ですか。

また、噂で聞く体制弱体化が今日までにあるのか。この2つに答えてください。

○土木事業所長

1番目の除雪体制の弱体化という質問ですが、今年は11月下旬にかけて30cm前後の大雪が2回程ありました。

この時点では、確かに委託業者も夏場の仕事を残して、オペレーター、機械の整備等も準備不足の状態でした。そのために、大雪でも除雪に入れないところも多々あったと思います。

しかし、最大限の努力をして、ある程度は入るよう指示したつもりです。そして、現時点では除雪ペースも改善されておりますので、今後そういう迷惑のかからない体制はとっています。

2番目の排雪水準の3種の5が3種の4に格上げになるかという質問ですが、そういうことにはなっておりません。3種の5の中にも、シーズン最後に入る雪割路線というものがあります。この路線は道路管理者が通行止めにする12路線を除いて、シーズン1回雪割をしている路線を、2月中旬頃に、道路状況によりますけれども、排雪できる場所はその路線について拡充をしたいと考えております。

○武井委員

そういう方向で、よろしくお願いします。1,000万円予算が残っているわけですから。

◎水道凍結、宿直体制について

昨今、寒さが厳しくて水道凍結が非常に多かったという話が聞かれます。要望するのは、水は1日使えなくても困るわけですから、水道凍結とあわせて、宿直体制、これは以前に大畠議員が電話したら対応が悪かったということで記憶しているんですけれども、そういうことでは困るわけで、宿直体制を強化して欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

○水道局 中村主幹

水道凍結の件ですが、12月13日の道新に載りましたとおり、12月11日から13日にかけて－7度以下の気温が3日間続きましたので、1日平均、新聞には30件ずつで60件と書いていましたけれども、正確な数字は27件、27件、昨日は暖かくなりまして5件となっていて、これは指定工事店で全部修理をしています。

それから宿直体制ですが、これは凍結のみならず上水道、下水道の修繕体制について、小樽市の現状を熟知しています小樽市指定管工事協同組合と、通年の修繕工事等の待機委託契約を締結して、市民サービスの低下にならないように工事店によって対応しています。

先日、大島委員の下水道に対する質問がありましたが、当番体制の工事店が対応できない場合は、処理可能な工事店に依頼をすることで体制を整えていますので、今後はそのようなことがないように努めていきます。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたしまして、公明党に移ります。

○高橋委員

◎入船公園事業予算について

昨日の秋山議員の質問に対する答弁で、遊具整備について言及されました。具体的な予算額はいくらぐらいを予定しているのか教えてください。

○公園課長

予算的な数字は、まだ報告いたしかねます。

○高橋委員

わかりました。充実した整備をお願いしたいと思います。

◎除排雪路線の種別見直しについて

除雪は21世紀プランにも記載があるとおおり、非常に市民要望が強く、幾らやってもなかなか評価されないものだと思います。除排雪体制の強化及び充実というのが主要な施策になっているわけですが、昨年度と比較して今年度、そういう観点から見ると何か変化がありましたでしょうか。

○土木事業所長

昨年との比較では、ステーションの体制強化、今までは業務主任1人を各ステーションに張りつけていましたが、今年度から副業務主任制度を設けまして1名と、委託業者のパトロール車1台を配置して各ステーションの体制を強化しています。

○高橋委員

わかりました。

これも代表質問の答弁で、市道種別の見直しをしているとのことですが、具体的に交通量等を調査しているという内容ですが、他の項目、内容で見直しを進めているのか、教えていただきたいと思います。

○土木部 関野主幹

種別の見直しでは、大きな要素として交通量が1点ありますけれども、他に構造的なもので道路勾配、幅員、道路の利用形態ではスクールゾーン、バス路線、ごみ処理車のルート等、それと住民の沿道サービスの関係があるので、公共施設の配置箇所、住宅の張り付き等を調査する予定になります。

○高橋委員

緊急自動車を想定した考え方がないと思うんですけれども、この点はいかがですか。

○土木部 関野主幹

緊急自動車として救急車、消防車が想定されますが、どの路線に除雪に入るかという選択は難しい面がありますけれども、必要に応じて消防署等からそういうデータを取り寄せて検討したいと思います。

○高橋委員

限られた路線しか使えない地区、例えば古い街並みの手宮、花園などですが、非常に多いわけです。そういう面も考えてほしい、検討してほしい項目に是非、挙げていただきたいというのが要望です。

◎ロードヒーティングについて

代表質問の答弁で、市道種別の見直しの結果を見て一定程度の目安を設けてまいりたいという、非常に難しい表現がありましたが、この一定の目安とはどういう内容か教えていただけますか。

○土木部 関野主幹

具体的な目安は道路種別の中で話しましたが、交通量、道路勾配、公共施設の配置、住宅の張り付き、そういうものが目安要因に入るのではないかとということでございます。

○高橋委員

ロードヒーティングについては以前も確認していると思いますけれども、既設の更新に重点を置くという答弁で、新設は難しいという話だったと思いますけれども、この件については、先ほどの一定の目安を考えますと、新設についてはどのようにお考えになっているか教えてください。

○土木部 関野主幹

全く新設を行わないということではないです。道路交通安全上で不十分な箇所がまだありますので、現在の道路、公共施設を再度、市内全域で調査をして考えていくということです。

○高橋委員

ということは、次の基準をつくって、それを明確にすると捉えてよろしいですか。

○土木部 関野主幹

基準と目安のどちらが大事かという話ですが、厳密な基準ということだけでなく、整備する上で、一つの目安ですか、要望はしたから良いということではなくて、道路管理者として整備していく上で必要な目安、一つの要素、そういうものを決めて整備したいということでございます。

○高橋委員

◎雪捨場について

今年は新たに2カ所、手宮地区と望洋台地区に設けたということで広報に載っていました。これは民間用地を借上げたということですが、新雪捨場の大きさと、借上げ費用はどのくらいか教えていただけますか。

○土木部 関野主幹

新規の市民の雪捨場として広報に出したのは、望洋台と手宮地区の用地の2つがあります。面積と借上げ費用は、望洋台は三菱地所の用地1.5haを借りていて、同社の好意で今年度は無償になっています。手宮は広報に記載されたとおり、北海道石炭荷役の所有地で2.3haを借りる予定です。用地費は街中ということもあり、有償で借りてまして㎡当たり月100円となっています。

○高橋委員

これは単年度契約でしょうか。

○土木部 関野主幹

市は単年度予算ですが、特に手宮地区につきましては、街中で所有者の土地利用計画等、将来計画がある可能性もありますので、将来的にずっと使えるとは考えてございません。

○高橋委員

民間用地が使えなくなった場合、また違う土地を探さなければならないと思うんですけれども、それについてはどういうふうに考えているんですか。

○土木部 関野主幹

今回、この2カ所を新たに借りましたが、その理由は海上での雪処理に対して環境面、交通面での問題指摘がありまして、それに対応するための陸上雪捨場、雪堆積場の確保を精力的に行ったものです。

恒久的な雪捨場という位置づけは当然できないので、引き続き新たな雪捨場の確保に努める所存です。

○高橋委員

新しい陸上雪捨場の雪の搬入量は、おおよそどのくらいになりますか。

○土木部 関野主幹

2カ所の推定の堆積量として我々の試算しているところでは、手宮の北荷用地については、大体25万立米を入れたいと考えています。望洋台については、中心市街地の雪を民間の方が持ってこないだろうということで、こちらは桜、望洋、朝里近郊の方が雪を持ってくると想定してまして、約5万～10万立米が来ると考えています。

○高橋委員

昨年度まで海上投棄されていた雪に対して、どのくらいの割合になりますか。

○土木部 関野主幹

昨年の実績は海上処理で約110万立米になります。中央埠頭と北浜岸壁で処理した量が約110万立米になります。計画では、約30万～35万立米入ると考えています。

○高橋委員

将来的には、すべて陸上という考え方はありますか。

○土木部 関野主幹

雪捨場については、一極集中だと交通渋滞等の問題を起こすものですから、ある程度量を分散した形で、地区分けしていきたいと考えています。

場所選定については、現在は街中の中央埠頭岸壁で投棄していますが、街中で投棄場所を確保することは非常に困難です。海上投棄している雪を全部郊外へ持っていけるかということは、当然、市民の協力も必要になってきます。市民が雪を捨てる時に距離が遠くなるので、理解が得られるかわからないですが、そういう協力もお願いしたいと考えています。すべてゼロにするということは、今の段階では代替場所を確保できないものですから、それについてはまだ難しいと思っています。

○高橋委員

わかりました。

それから雪捨場の環境について、答弁では事前、事後の環境調査を行うと聞きましたが、どんな内容ですか。

○土木部 関野主幹

基本的には雪捨場の現地を見て排水ルート、そこは水が流れていくものですから、どういう形で水が川の方に流れていくかということを調査します。

動植物、例えばミズバショウとかが近くにないか、あれば影響を与える可能性があるものですから、そういう影響を地主などに話を聞いて確認したいと考えております。今回もこういう形をとりました。

また、事後では雪の中にごみなどいろいろなものが入ることが想定されますし、実際入ってくるものですから、そういうものについては、雪解け後に速やかに処理をすると考えています。

○高橋委員

わかりました。

雪に混入するごみは、相当量と考えられるんですけれども、どのくらいと考えていますか。

○土木部 関野主幹

実績の量的な数字は押さえていませんが、今までも雪解け後、陸上に堆積している部分についてはあります。道路管理者で捨てる雪と、市民が持ってくる雪がありますが、道路管理者は比較的注意して持ってくるんですけれども、市民の方は何を持ってくるのか不明なので、特に市民が捨てる雪捨場のごみについては、十分注意して対処したいと思います。

○高橋委員

わかりました。処理の方よろしくお願ひしたいと思います。

◎入船住宅の除雪の管理について

入船住宅の除雪の管理については、3定で今後検討していくと答弁がありましたが、その後、どのような検討をされたのかお聞きします。

○住宅課長

従前は住宅の除雪管理については、基本的に公営住宅では入居者で管理していただく原則がありました。しかし、特に入船住宅については单身、高齢という特殊事情があります。また、現段階では除雪の軽減策として、玄関前のカバードウォークなど、建設面でも配慮しているところです。

ただ、玄関前は市道に面していて、当然除雪が入っています。こういう箇所については、土木事業所と協議して、排出時の雪置場をできるだけオープンスペース、道路沿いにあるものですから、そちらに寄せていただくよう配慮してもらっています。

また、駐車場のスペースが10台あります。基本的には現在利用者はありませんが、单身、高齢者なので介護、あるいは家族の訪問等での来客者用スペースとして確保していますけれども、現段階では入居者が積極的に除雪しているので、私たちも先日、大雪の際に除雪されているのを見ました。ただ、今後は堆積スペースも限られますので、排雪方法等については入居者と話し合い、検討してまいりたいと考えています。

○高橋委員

これから1年間の推移を見たいと思いますので、後日、また質問したいと思います。

◎公共事業のコスト縮減について

行政改革という観点で、公共工事のコスト縮減が課題になってくると思います。主要なもので結構ですが、建築、土木、水道のコスト縮減について、10、11年度で行った内容とその効果金額について教えてください。

○建築課長

平成10年度は、建築部門では新築をベースに9件が対象となっています。縮減額は約3,840万円です。

主な内容は12項目ありますが、第1に設計書の見直しで約2,900万円です。内容は公営住宅を例にしますと内装工事、これが従前はプレハブで納めてきたものを在来工法、下地に石膏ボードを張ってクロスを張るという内装に変更しました。また、インターロッキングは通常のアスファルト舗装に変更。それから建具形状の見直しと沢山項目があります。また、建設副産物対策があります。これについては、10年度は約850万円の縮減効果が出ました。

平成11年度は、まず入船団地がメインになっています。これも設計手法の見直しで約2,100万円の縮減。主な内容は、先述した内装のプレハブから軽鉄下地に変更したと。それからこれについては、3階建でエレベーター設置をしたこともありますが、これは従来のエレベーター機種の見直しも大きな要因です。

それから洗濯防水パンといったところ、外構工事は先述のとおり、インターロッキングをアスファルト舗装に、張り芝を吹き付けに変えたことが主要なところ です。

また、同じく建設副産物対策は約550万円ほど縮減しています。内容は残土、捨て土を市営処分場の覆土にしたことが、大きな要因として挙がっております。

報告が遅れましたが、10年度の副産物対策は残土処理ということで、処分場を寅吉沢から伍助沢に変更しており、児童遊園工事、外構工事についても、残土処理等はそういう方法で縮減をしています。

○水道局工務課長

上水道部門のコスト縮減についてお答えします。

平成10年度は、監視の見直し、池内の防水の見直し、それと水道局は小額工事が多いので、地区毎の発注の見直し等により1,865万円縮減しております。

平成11年度は、配水池上部の緑化計画、これは張り芝を種子吹き付けに変更したことに伴う変更、それと先述の

地区ごとの設定で820万円程度縮減しています。

○（下水道）建設課長

下水道工事の縮減は、基本的には建設省の下水道コスト削減に向けての具体的な体系の中で、技術基準の見直し、日程表の見直しに基づいて削減が図られております。

平成10年度は、主に塩谷第3中継ポンプ場を整備しましたが、機械設備工事において設計方法の見直し、形式の変更等があって約390万円減少しています。

それから、マンホール間隔、管渠工事については、マンホール間隔が50mから80mという基準になって箇所数が減少していると。10年度の要因はそういうことで、1,700万円程度減少しています。

平成11年度は、管種の変更でフィルム管から塩ビ管にしたこと、マンホール、汚水枡もコンクリート枡から塩ビ枡へ変更したこと、小型化を図ったこと、マンホール間を50mから80mとする見直しを行い、総額8,670万円のコスト縮減となっています。

○土木部建設課長

土木部関係について、建設課と公園課の分を合わせて説明いたします。数値を把握していない箇所があり、正確さを欠く部分があるかと思いますがご容赦願います。

10年度は土木部の設計手法等の見直しで1,750万円程削減しています。また公共工事の平準化の推進で4万2,000円、建設副産物対策で1,100万円、総額で約2,900万円になっています。

11年度は、技術基準等の見直しで240万円、設計手法等の見直しで4,650万円、建設副産物対策で2,100万円、合わせて約5,800万円となっています。

内容は10年度、11年度とも大体同じですが、技術基準等の見直しでは道路の雨水、排水の縦断管の基準が見直されて減額になったわけで、設計手法等の見直しは、以前60cmの長さのトラフを使っていましたが、これを2mの長尺に変えること。それから擁壁構造について通常L型のコンクリート擁壁でやるところを、補強土壁、専門用語でテールアルメと言いますが、そういう工法に変えたことによるもの。なお、この工法はどこでも使えるわけではなく、占用物件等が余りない、埋設物を余り作らなくて良い場所、こういうところでのみ施行可能になっています。

建設期間対策は、1つは路盤材として再生骨材を使用したということ、それから、公園関係が主ですが、現場内の土の現場外への廃棄をやめて、現場内流用に努めた効果でございます。

○高橋委員

全部を書き切れなかったのも、後で資料をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長

よろしいですか。

○建築課長

内容の項目程度でよろしいでしょうか。

○高橋委員

はい。単価とか単位とか要りませんので、項目と金額だけで結構です。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結しまして、市民クラブに移します。

○大島委員

中心市街地活性化事業が進んでいます。随分、新しい家、建物が建っています。また、北海経済新聞社も工事に入っていますので、その辺の進捗状況をお聞かせください。

移転が進行していますので、道路着工の予定がどのようになっているか教えてください。

○市街地活性化対策室 乙崎主幹

中央通地区土地区画整理事業の進捗状況ですが、本年度は現在まで建物の所有者16件、占有者13件、合計29件について補償契約を締結して、今年度の補償は終了しました。ご指摘のとおり建物の改築も順調に進められており、新しい街並みが形成されてきているといった状況でございます。

○市街地活性化対策室 堤主幹

中央通の街路事業のスケジュールですが、13年度から15年度の3カ年間で整備を行う予定になっていまして、現在、北海道で整備内容について小樽を含めて協議中です。順調に計画どおりに進むと考えております。

○大島委員

道路が13年度となれば、4月に道路着工ができるかと考えます。そうすると手宮線に段差がありますが、現在は駅に立ったときに、手宮線の線路が見通せませんが、今後は見通せるようになるのですか。

○市街地活性化対策室 堤主幹

手宮線は指摘のとおり盛り上がった形ですが、あの地点の高さで80cmほど道路を下げる計画です。それで駅から運河に向かって一定勾配にする計画になっていますので、上から下の方が見おろせる形で道路が設置されます。

○大島委員

80cm下げるといっていますが、既に沿線で建物ができているところも数カ所あります。拡幅工事で一番問題があるのは、既存の建物が移転して新道路との段差です。そういうところが非常に多いんです。

以前にも委員会で事例を話しましたが、補償金で業者、市と協議もしてコンビニを建てた。ところが道路に40cmの段差がありました。店舗で入口が高いんです。店にとっては致命傷です。さらに建物の腰下にタイルを張ってまた40cm下がった。これは一体どうするんだと相談を受けて話をしたこともあります。歩道が斜めになっています。同様の箇所は市内に随分あるのではないですか。

実際に移転で建てる場合は業者、市と、打ち合わせをして道路のレベルをきちんとして、後でトラブルのないようにして欲しいと申し上げたことがあります。歩行者も大変迷惑です。地域の祝津山手線が長年の工事で、そういうトラブルが随分、民家でもあります。下が車庫で上2階の建物で、数えたら階段が足りないというんです。階段を延ばすと歩道に段が出る。既に建築済のものもありますが、歩道が斜めになっている、歩く人も迷惑でないように、市は業者と十分調整してもらいたいと要望いたしますが、いかがですか。

○市街地活性化対策室長

指摘のように完工後も、盤面構成が正確でないと安全で快適な歩道にならないと考えています。民間業者が新築するときは、市のスタンスと業者とレベルを確認をして工事を進めています。今、再建をした方で、段差が生じていないと確認していますし、道路の据付では8mの歩道幅があるので、仮にずった場合においても、そういうところを気をつけて据えつけたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

○大島委員

よろしくお願いします。中心街ですので、十分協議をしてトラブルがないように注意してください。

◎年末年始の除雪対応について

今日、12月の広報おたるが配布され、中身を見ると年末年始の窓口の案内が載っていたと思います。また、大きくページを割いて、建設相談の連絡先一覧表となっています。所管する国、道、市道の連絡先が書いていますが、市道関係は12月31日から1月3日はすべて土木事業所で受けると、一番下に括弧書きになっていますけれども、詳しい対応はどのようになっているのか、お聞かせください。

○土木事業所長

年末年始の勤務体制ですが、第1から第4までのステーションは12月30日まで開設しております。12月31日から1月3日まではステーションは閉鎖されます。その間、土木事業所で朝9時から夕方4時まで日直体制をとること

になっています。4日から通常のステーションが開設されます。

除雪につきましては、年末年始はございません。通常、降雪があったら走るようにしております。

○大島委員

ステーションは、4日からは通常体制となるわけですね。わかりました。

◎雪山の解消、歩道の確保について

この件の取り組み状況について、まず、お聞かせください。

また、一部除雪業者の区域が変更になっています。具体例を挙げると、手宮のバスターミナル五叉路にコンビニがあります。ここは信号はついていますが、朝夕のラッシュ時は大変交通量の多いところですよ。祝津方面から来た車は、何回も信号待ちをしなければ通過できない程多いです。それが嫌なので能島通りを抜ける、あるいは能島通りから石山通りのロードヒーティングを通して駅前に出ると。こういうことで大変苦勞をしています、この除雪は、しばらく何日か雪が降っておりませんから数日前だと思えます。

私は毎日通るものですから、もし自分がスコップを積んでいたら、反対側の除雪の雪山をとって行く。というのは、朝、押しボタン信号を渡ったお年寄りが2人いましたが、山に上れないんです。

また、バスに乗るにも、バスターミナルに行くにも車のわきを通らないとならない。ところが、下り線は2車線になってしまう。雪山解消、段差解消と言っているがびっくりしました。その付近を3時過ぎに通ったら、今度は子供たちがその山で信号機を待っているんです。滑ったら車に引かれる状況でした。

土木の管理課長に対応を依頼すると、「現状を見て、明日入る。」と言うから「だめだ。今すぐに対応してくれ。」と排雪してもらいました。昨日の晩に帰りがけに気をつけて見ましたら、人が通れるように排雪されていましたが市内のあちこちにそういう箇所があるのではないかと。信号機、横断歩道があるんです。片方がバスターミナルか小公園になっています。民家があれば誰かがやるでしょう。言動が一致しない印象を受けました。

今年度は除雪体制を充実すると言っていたんですが、実際には身近なところで問題が発生していた。そんな状況でございました。いかがですか、業者が変わったんですか。議会前に聞くと、今まで現地ではトラブルはなかったと聞いております。なぜ発生したのか、業者の体制は変わっていないのかお聞かせください。

○土木事業所長

指摘されました高島線の箇所ですが、業者は変わっていません。昨日、現地を確認して人力で排雪を行い、お叱りを受けるかもしれませんが、こういう問題が起きたのは初めてです。今まで横断歩道の部分は誰が除雪をしたのかわからなかったもので、今後、我々で道路パトロールをして対応したいと思えます。ただ、あそこは道道との接点付近なので、土現で除雪していた可能性もありますので、調査しまして、後はそういうことのないように対応していきたいと考えております。

○大島委員

子供たちは、バスターミナルですから渡らなければならないんです。いろいろな方が通ります。そういう箇所もたくさんあると思えます。本当の意味の段差解消を強く望みますのでお願いします。

◎高島小学校前バス停について

これも毎回質問していますが、今年の冬は雪が早かったんで11月中旬に行ってみました。ここも大変です。特にあそこは祝津方面から来るバスに乗る方が多いのに、待機する場所がなく除雪の山です。9月議会でも除雪、安全確保という同じ質問をしています、解消されず心配です。だから早期のバスレーン設置は地元の切なる願いなんです。事故が起こってからでは遅いです。今年の冬も現場の写真をたくさん撮って、バス停の監視員になりますのでよろしくお願いします。業者に言ってください。この地域の業者は今年は変わったのですか。

○土木部長

確かに過去の議会でも指摘がありました。実は、今年度の除雪の特記仕様書に、老人が増加したためのバス利用

の拡大、マイカー通勤減少のためのバス停留所の確保、乗りやすさ、安全性の確保が必要だということでバスレーン除雪を指示しました。大雪が降ったときは別ですが。

また交差点についても渋滞解消、歩行者の安全横断確保ということで、その部分を特記仕様書に今回つけ加える対応をしていますが、除雪の全従事者に、仕様書等で徹底を図るように添付はしていますが、残念ながら徹底されていないということで、指摘された事態が起きました。

今回、改めて全業者に通知をすることにしています。機械だけで80台程市内を走っているはずですが、オペレーターはその5割増しの100人程いると思われしますので、細部の徹底を図り、今のような指摘がないように指導していきたいと思います。

○大畠委員

バスレーンの確保ということで特記事項があると言いましたが、その反対の例を申し上げます。赤岩には私の他にベテランの久末議員、高橋議員がいます。赤岩の二股にバス停留所があり一方は山へ上る道路です。ここはちょうど切り通しの停留所でバスは分岐になっています。民家がないために除雪の雪を持ってくるのではないですか。

あれだけ山ですから。二股のあの交差点に雪を積まないでほしいと以前にも申しました。大変危険で下がって来ても見えない。高橋委員、久末委員長にも聞いてください。部長がそういう特記事項を出しているのならば反対です。場所によっては、そういうところもあります。

しかもこの停留所は祝津線、赤岩線、かもめ線、ラッシュ時は7、8分間隔でバスが通ります。まず場所を確認して対応していただきたい。要望いたします。

◎水道局の年末年始の対応について

水道局の年末年始対応を教えてください。

○水道局総務課長

水道局の年末年始の体制は、31日から1月6日まで職員及び嘱託職員が日直を行い、夜間については嘱託職員が当直を行うという体制になっております。

○大畠委員

12月の広報に水道局の修繕業務ということで、連絡は水道局となっていますが、武井委員の質問にもあったように、前回の当委員会で水道局の対応について質問しました。武井議員の質問に対して、数日来続いた冷え込みの日に50件を超える凍結があったと答弁されていますが、当直については、前回の局長答弁で十分指導するということでした。どのような指導をされたんですか、お聞かせください。

○水道局総務課長

前回の議会で指摘があったので、私から当直の職員に対して、市民の対応は誠実にするように、速やかに業者に連絡するように指導をしたところであります。

○大畠委員

前回の質問は、私が一市民から相談を受けて、下水道の溢れた問題を実際に私が電話をかけて受けた対応です。

先ほどのバス停の監視員ではないですが、また水道局へ電話をして本当に指導が徹底されたのか、それまでして聞きたいんです。指導したというが、結果が出なければ、前と同じであれば問題です。

それと、武井議員の質問にもありましたように、管工組合と連絡をとって、できなければできるところが対応すると答弁をしていましたが、地域的に近いところが対応できないかということは、9月の当委員会でお願ひしました。もう一度9月の質問を繰り返すと、一時的な集中豪雨のために下水がマンホールから溢れている。電話をすると業者が新光だと。大雨の中、新光から赤岩まで、端から端までやってくると。もっと地域的にできないかと質問をしています。管工組合の返事はどうなんですか。武井議員への答弁で、できるところは対応するというのは、地域的なまとまりはあるんですか。それとも全市を一つという考え方で組合なんですか。

○水道局長

少し整理させていただきます。前回、この委員会で指摘ありましたのは、大雨時の対応が非常に悪いということでした。あの時は大雨、台風等における下水道のマンホールからの溢水でした。これは、今までの経験値で大雨が降った場合に、どのマンホールが溢れるか、それは何故か、原因も大体予測できています。この大雨、台風が予測できる場合の対応、これは来年に向けて研究させていただきたいと思います。

それから、年末年始対応、夜の当直、業者の待機、これは実は無料ではありません。待機料を払っています。年間で1業者1日1人は幾らという料金設定で待機をしていただく契約を結んでいます。年末年始も2業者ずつ待機をしてもらう。日中は水道局内で待機をしてもらい、電話があった場合に、すぐ職員からその業者に凍結に伴う出勤指示をするという体制です。これが31日から3日までで60万円程の待機料を支払いして、これも格安にもらったのですが、業者に1日張りついてもらう形で毎年やっています。

それから、武井委員からの凍結の質問で主幹から27件と答えましたが、往時は何百件という凍結がありました。

最近は住宅事情が良くなって、ほとんどの家で給水栓をおろさなくても凍結しなくなりましたが、今、凍結の一番大きな原因は、1階が車庫で住宅が上にあるところです。ここで日中、水落としをしないうちに、1階部分が凍るというケースが多くなっていますので、これについては電話の中で、その住宅の方も水落とししなかったということで理解してもらっています。往時に比べますと凍結の件数は減っておりますので、今の状況で行けば年末年始、市民の方にそうご迷惑をかけなくてもやっていけるのではないかと考えています。

それから、夏場の大雨時における下水道の溢れる状況、この解消、応急措置については良い方法がないか、もう少し迅速に対応できる方法はないかと、研究、検討していきたいと思っています。

○大畠委員

◎上赤岩街道の冬期工事について

融雪機の申込期限ですが、私も相談を受けまして課長に相談したりしました。1週間ぐらいの遅れと思うんですが、聞いてみると業者に見積りをお願いしたが、業者の都合で見積りが期限内にできなかったと。何とかならないかと行きました。課長は期限だと。1件引き受けると際限がなくなるということで、断念をした経緯があります。

その理由も聞きました。武井議員の質問を通して。冬期間は工事が完全なものにならないからだ。

関連して、私が毎日役所に来るときに通る道路で、工事を2カ所やっています。1カ所は道道の関係だと思えますが、稲北の再開発ビルの前で向かい側の歩道の工事をしております。国道5号線から下、11月の大雪の前から始まったと思いますが、毎日、除雪から始まっています。コンクリートのプレートを敷いているんです。今日も9時半過ぎに通りましたら、ユンボで静かに歩道の雪を取っている。そういう光景が続いています。間もなく終わると思います。今、中央バスの旧本社前まで来ておりますから。

もう1カ所、上赤岩街道も現在、開削した法面に融雪材かと思って朝晩見っていますが、吹きつけているんです。10m程の法面に。雪の上に吹きつけた融雪材です。黒いですから。その材料はかなりの量です。大分なくなっておりますから。何の工事なのか、まずそれをお聞きしたいと思って、今日は飛び入りの質問でございましたけれども、よろしくお願いします。

○建設課長

昨日終わりましたが、法面吹きつけは厚層基材種子吹きつけと言いまして、種子が混入された土を法面に事前に張った金網に吹きつけて、後でそれが発芽して芝が生えて法面保護になる工事です。

○大畠委員

下に金網を張った工事を行ったかもしれませんが、どう見てもあれは雪の日です。白いところに黒いものがついているのですから。これも当委員会で質問をしたことがあると思いますが、その沿線にダムが2カ所できました。

それで、春先に砂防ダムの特定の芝が、芝というか土嚢で区切っているんです。それが雪解けと共に崩れ落ちて、

やむなく工事をやっていることも委員会でお話しました。果たして大丈夫なのだろうか。冬の工事は粗末になりがちだと話があって、だから融雪機はだめだと。それも一つの原因であるということですから、それではこの問題は大丈夫なんでしょうか。

○建設課長

最初に言われた雪の上に吹きつけることに関しては、私は多分そういうことはされていないと思います。

それは業者から昨日も確認しているんですが、まず法面についている雪を1回除雪して、そこにシートなりを事前に張る。そして吹きつける機械を持ってきて、吹きつける段階でシートを剥きながら順次吹きつけていく。そういう作業をやっていると報告を受けています。

ただ実際に厚層基材の下に雪層が厚く挟まっていれば、来年の春に問題が出るだろうと思っています。

それから、その場合は当然業者の責任で手直しさせますが、ある程度の降雪時も作業は行う場合はあるので、多少の雪が中に挟まることはあると思いますが、それほど大きな影響を与えないと考えております。

それから、厚層基材吹きつけは秋までにやるのが基本ですが、冬場でも種子が冬眠状態で春まで寝かせることになり、その施工例も市内でありまして、好ましくはないんですけども、事業全体の進捗上、冬場もやむを得なくやったという状況でございます。

いずれにしても、春にこの問題が出た場合は、手直しせざるを得ないと考えております。

○大畠委員

施工業者は、大雨時に大量の土砂を流した業者です。先日、雨水渠に入った土砂が150立米だったと報告も受けています。来春の状況はわかりませんが、寒いときは管理課長が言うように手の感覚も麻痺します。

だから雪の中での工事期間をもっと何か、先ほどの道路の歩道の工事にしても何とかできないものか。もう少し早い時期に発注する努力をして欲しい。工夫をしていただきたい。そのように要望いたします。

○委員長

市民クラブの質疑を終結しまして、自民党です。

○松本委員

◎除排雪路線の種別について

今日、広報を見ました。今年の除排雪計画は「冬の暮らしを快適に」ということで、大変結構なことが載っています。その中に「皆さんの快適な冬の生活環境を確保するため、迅速に対応いたします。」とありますが、迅速ということの市民と市の感覚に大分開きがあると思いますが、市の迅速とはどの程度のことを言うんでしょうか。

○土木事業所長

確かに広報には迅速とあります。実際の除雪では、1種路線はほぼ早朝に終わらせています。2種路線は、幹線以外は大体お昼過ぎに入っています。基本的に、迅速とはあくまでも交通障害にならない程度に終わらせるとか、通勤、通学にある程度間に合わせると考えています。そういうことでご理解願います。

○松本委員

市民は迅速というから、連絡したらすぐに来るかと思う人もいます。当初予算の除雪費の増額分は、3種路線をきめ細かくに対応するためだと市長が予算説明で胸を張っていましたが、以前から私は、2種の3と3種の4に差があり過ぎると言ってきました。

今年も雪が降りまして、10日までに2種の3で2回以上も入った箇所もあれば、3種の4で1回も入っていない箇所もあります。かなりの差がありますが、除雪が来なくてステーションに電話すると、市からの指示が来ていないので出勤できないと断られます。それで本部に電話して、迅速ではないが、ようやく来てもらう。それが毎年同じところなんです。2種の3で機械を持っている方が道路沿線にいて、いつもきれいで何の支障もなく車が通行し

ているところでも除雪が入ってくるんです。

ところが、車の通行に大変困っている3種の4は、お願いしてもなかなか来ないというのが、去年までの状況でしたけれども、今年は生活道路の3種はきめ細かにやるということですから大変期待していますがどうですか。

○土木事業所長

3種の5の拡充を図るというのは、ここは雪割路線で市で1回排雪していたのを、シーズン途中で道路状況に応じて、できるところはもう1回ぐらいシーズン中に入れるような、排雪を伴うんですけれども、そうしないとダメだろうという考えは持っております。

ただ3種の4は、シーズン2、3回程度の除雪は入る路線になっているはずですが。従ってステーションで市から指示がないから入らないということはないはずですが、どこの場所かわかりませんが、ステーションに行けばわかると思いますけれども、逆に教えていただきたいと思います。

○松本委員

毎年言っていますので、ステーションはわかっていると思います。指示が来ないから行かないということと、もう一つ、雪を持っていくところがないから、そこは入らないとも言われました。ということは、雪の持っていく場所が余りないところです。ずっと見てみると、業者は楽なところは何回も入るけれども、楽でないところはなかなか入らないのではないかという気もしてくるんです。

今年、副業務主任がついたということでパトロール、昨日の朝も2人乗って回っているのを見ましたけれども、去年は業者の人1人です。朝パトロールしているのは。

業者が自分の都合の良いところへ入っているのではないかという気もしてましたので、今年はそういう面で3種路線について期待をしていますので、私から連絡が行く前に除雪が入るようにお願いします。

◎国道5号線の拡幅工事について

国道5号線の拡幅工事が張碓工区、桂岡工区で行われています。私は毎日通っていますが、昨日も委員会の関係で遅くなり、夜10時に現場を通りました。夜も突貫工事でやっています。夜は片側1車線の一方通行で延々と待たせられて、ようやく昨日も帰りました。年度内完成の予算は計上されていますが、なかなか工事に入らない場所もあります。その主な原因が用地取得で難航しているためと聞いていますが、開建の用地課と市の用地対策室で力を合わせて苦勞していることは理解しますが、今日現在であと何件ほど残っていますか。

○用地対策室 佐藤主幹

開発局直轄で用地交渉をやっている部分と、小樽市が開発局から受託している部分と2カ所ございますけれども、両方合わせまして用地の取得ができていないところは7件でございます。

○松本委員

小樽から国道5号線を行くと、張碓の新トンネルが供用開始されてトンネルを出るまで4車線で行けるのですが、トンネルを出ると工事、1車線規制で大変不便をしています。早く全線開通にならないかと心待ちにしていますが7件の用地交渉が難航していると聞いています。

自分で不便を感じていない、ここには不在地主が結構いると思いますが、この7件の中で目安がついているもの、話が進んでいるもの、もう少しで契約できると思うもの、交渉成立せず強制手続が見込まれるもの、あるいは既に強制手続に入ったものなどはどうなっていますか。

○用地対策室 佐藤主幹

今の7件は非常に難航しているものばかりで、裁判となっているものもあります。また、補償額が桁違いに乖離していて、話し合いの土俵に乗っていけないもの、あるいは相続者同士の身内の問題で調整がつかないもの、それぞれ事情がありますが、まだ収用という強制的な手続までは及んでおりません。

難航しながらも、市も開発建設部も用地買収に向けて努力して交渉に当たっています。

○松本委員

今の話が誰かは私はわかりますが、強制手続したら執行できるのには日数はどの程度かかるんですか。

○用地対策室 佐藤主幹

前段の都市計画法上の手続から始めて、収用までに1年、2年の歳月はかかるものと言われております。

○松本委員

全線開通を年度内と考えていたが、そういうことで遅れていると。そうすると夏頃の開通にずれ込んでいたのが、強制執行に2年もかかったら全線開通は困難となるかもしれず、あるいは対象部分が歩道であって、4車線の車道部分は確保され問題ないということもありえますが、全線開通は来年の夏ごろまでには行けそうですか。

○用地対策室長

確かに強制執行となると時間がかかります。それを想定している箇所もありますが、幸い車道は外れていますので、そういう心配はないのかなと。

また、主幹答弁のとおり個別に複雑な状況を抱えています。強制執行に持っていくと工期が延びますので、時間をかけながらも何とか年度内に説得といいますか、地権者と交渉を進めているところでございます。

今、完成の目処は非常に言いづらいんですけども、開建の話を聞きますと、夏ぐらいまで用地交渉が円満に行けばできるのかなと、そういうことでお聞きしているところでございます。

○松本委員

坪100万円の補償費を要求している人もいます。札幌の人とか、金持ちとか、札幌市の指導課が来た時にごねた人とか、様々な話がありますが、粘り強く交渉して、年度内予算が使い切れなくて繰越明許になることもあるかと思いますが、早期の用地取得、4車線開通をお願いします。

◎国道5号線拡幅に伴う市道整備

国道拡幅工事をやっていますが、工事後に取付道路を入れます。ここからの延長は市道です。今の整備は張碓工区が一番多く、張碓の市道は未整備地域といっても過言ではないと思います。そうすると取付道路までは立派だが、その先は側溝もない。あっても崩れているとか、蓋がないとか、立派な国道から一步市道へ入ると道路でないようなところの整備、例えば山の上レストランに上がるローソンができたオーンズスキー場の横の道路ですが、かなり奥まで整備してあるから、開建で国道拡幅予算で施工したのか、それとも市で側溝を整備したんですか。

○土木事業所長

山の上線は、国道拡幅の取り付け関係で、今年の市の臨時市道事業で整備いたしました。

○松本委員

国道拡幅の取り付け関係で臨時市道を整備したと。こういう箇所は多数あるわけですから、塩谷の国道拡幅箇所にも同じことが言えると思うんです。整備は国の予算で早期施工した方がいいんです。国の用地補償で軒先まで整備してもらった人もいます。開建との市道整備の窓口はどこですか。

○建設課長

技術的な部分の窓口は建設課です。

○松本委員

国が拡幅をやっている中で、少しでも取付部分から奥まで施工して欲しい。星野、銭函地区は完成しました。完成後、様々な要望があるんです。完工後は全然やってくれません。

ところが、先日、張碓の取付道路の、私は図面も見ただけで、図面を見てもわからないけれども、施工現場へ行きました。そうしたら1車線道路、交差できない道路を整備しているんです。私は開建に「どうせ整備するのなら、交差可能な2車線にしてくれないか。」と言いました。そうしたら「わかりました。50cm広げておきます。」とあっさりやってくれました。私の方がびっくりしました。いろいろ言えるのは今のうちです。国の工事費で可能

なものもあると思いますので、うんと交渉していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長

建設課が窓口になっていると答弁しましたが、我々もできるだけ国の事業で整備できるところはやってもらうというスタンスです。ただ、今の話の箇所を私は関知していないんですが、基本的な考え方は一緒で、市道の現状機能を確保することが最低限必要と考えています。

勾配、幅員面で、やたら広くとはその後の道路全体のこともあって困難ですが、極力、許される範囲で、できるだけ国の事業で見てもらいたいという交渉はしております。今後もやりたいと思います。

○松本委員

取付道路を立派にしたら、その奥の市道が貧弱に見えて困るなどと思わないで、臨時市道整備事業の中で側溝のないところ、側溝の蓋のないところ、側溝が崩れているぐらいは、全部整備でなくてもいいから、取付道路からいきなりでなくて徐々に貧弱になるように、対応はできませんか。

○土木事業所長

拡幅は市や国でやりますが、地区に関わらず取付道路が国で整備された時は、現状をよく調査して、臨時市道整備、維持補修で対応したいと考えております。

○松本委員

拡幅完了前に1回見ておいてください。よろしくお願いいたします。

◎水道料金の納付通知書について

上下水道料金の納付通知書は、1回に何万通ぐらい出しますか。

○営業課長

1回ということは調定ごとですか。年間で37万件なんです。

○松本委員

今、北電、北ガスも納付書にはPOSシステムを採用して、時代の趨勢なんですけれども、依然として水道局の納付書はそういうことになっておりませんけれども、それらの検討はどのようになってございますか。

○営業課長

コンビニでの収納は、来年度計上しまして導入いたしたいと考えております。

○松本委員

来年度から導入ということは、4月からの納付書はバーコードがついてくるということですか。

○営業課長

4月から契約関係とかあるものですから、実際は8月ごろからになるかと思います。

○松本委員

8月からバーコードがついて、どこでも納付ができるということで理解してよろしいですね。

○水道局長

これはこの委員会でも話があって、コンビニが普及してきたので、上下水道料金はどうかという話でした。札幌市は既にやってまして、委員の地元100m先ではコンビニに行けば札幌の住民は払えて、銭函の方は払えないという状況です。

ただ、1件当たりの手数料が非常に高く、大体1件60円です。口座振替ですと15円程なので割高になり問題意識もあります。札幌市で非常にコンビニによる納付が増えていて、土日、夜も払えるということで、当初、納付書の20%程の予定が今40%程がコンビニで払われている状況です。小樽市も8月から、これはファイナンスでやりますので、どのコンビニでも使える、札幌のコンビニでも払えるという状況です。予算関係もありますけれども、4月にファイナンスと契約をして、8月頃から市内のコンビニでも払える状況で進めております。

これから予算編成があります。その編成のときに決まりましたら、委員にも報告したいと思います。

○委員長

以上で質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩します。再開時刻は追ってお知らせします。

休憩 午後4時15分 再開 午後5時20分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。これより一括討論に入ります。

○古沢委員

議案第11号については、否決であります。

陳情第49号、第52号並びに継続審査中であります請願・陳情各号については、採択を求めます。

議案第11号は、建築基準法の一部改正に伴い市条例を一部改正するものでありますから、法令整備上からいって本来問題にならないところであります。

しかし、今回の改正については質疑の中でも触れましたけれども、建築の自由度の拡大や多様化につながるという方向性、これ自体は認められるものの、こうした一方、そうした性能規定の基準の内容や算定根拠、または型式認定等にかかわる情報の公開などが不足する、もしくはそれらに関する規定がない、こうしたことから建築基準法の改正に対して、日本共産党自体として反対してきたものです。そうしたことを受けての一部市条例の改正ですが、結局、大手建設業者や住宅メーカーが地元の小樽市内の建設業者などに比べると、ある意味では一方的に有利な改正になる、こうした立場からこの改正条例案には賛成できません。

陳情第49号、第52号並びに継続審査案件は、いずれも願意妥当と認められますので採択を求めます。

○大島委員

今、議会活性化研究会では、できるだけ市民にわかりやすく、また過度の期待を持たせないためにも陳情・請願の態度表明、特に継続審査を少なくして、なおかつ討論を積極的に行うものと申し合わせがなされています。市民クラブはこの精神に則り、これまで継続審査としてきたものを採択することにいたしました。

議案第11号、第12号、第15号、第16号については採択、陳情第49号、継続審査中の請願第11号、第13号、第15号については採択、同じく継続審査中の陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第25号、第29号、第43号については採択を、陳情第52号、継続審査中の陳情第21号については、JRとの関係もあり継続を主張します。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第25号、第29号、第43号、第49号について一括採決いたします。

請願・陳情については、いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よって、さように決しました。

次に、議案第11号、陳情第21号、第52号について採決いたします。

議案第11号は原案どおり可決、陳情第21号、第52号は継続審査とすることに賛成の方のご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よって、さように決しました。

次に、議案第12号、第15号、第16号について一括採決いたします。

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後5時35分